

短期組合員
短期船員組合員 資格取得届書
後期短期組合員

所属所受付印	共済組合受付印

所属所コード	所属所名	職名	組合員番号							
			フリガナ							
			組合員氏名							

現住所	資格確認書発行要否
〒 ー	<input type="checkbox"/> 発行が必要
Tel () ー	

生年月日	性別	資格取得年月日	基礎年金番号
年号 年 月 日	性 別	年号 年 月 日	
昭和 平成	男 女	令和	

資格取得区分 該当する項目に○を付け、必要事項を記入してください。

- 1 臨時的任用職員 2 再任用短時間職員※ 3 任期付短時間職員※ 4 会計年度任用職員
5 会計年度短時間任用職員※ 6 その他要件を満たす者
※週の所定勤務時間が20時間未満を除く
7 再取得（過去に公立学校共済組合富山支部の資格を喪失し、期間が空いた後再度取得した方）
→ 組合員番号（職員番号）が変更となった場合、前の番号を記入 ⇒
8 種別変更により組合員証番号（職員番号）が変更となった場合、前の番号を記入 ⇒
9 短期組合員で後期高齢者医療保険制度加入者
※ 75歳以上の方（一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の方を含む）も福祉事業が対象となるため届出が必要です。ただし、後期高齢者医療保険制度の対象となるため組合員証の発行は致しません。

被扶養者の有無について	有 無 （有の場合は、被扶養者申告書を提出ください。）
-------------	-----------------------------

上記のとおり 短期組合員 短期船員組合員 後期短期組合員 の資格を取得したので届出ます。
公立学校共済組合富山支部長 様
令和 年 月 日 氏名
(自署)

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。
令和 年 月 日 職名
所属所長 氏名
Tel () ー

- 基礎年金番号通知書又は年金手帳の写し、共済組合短期給付金振込依頼書を添付してください。
- 任用期間の分かる書類を添付してください。（人事記録表の写し等）
- 「2月以内の期間を超えて使用される者」に係る事例（裏面参照）
- 任用形態の変更により種別変更となる組合員については異動報告書の提出も必要となります。
- 資格確認書の発行が必要な場合は「発行が必要」にチェックを入れてください。
ただし、発行対象者は以下の場合に限ります。
 - マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
 - マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除申請者、利用登録解除者
 - マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

短期組合員・短期船員・後期短期組合員資格取得届書について

- 次の資格取得要件を満たしている職員の方は、公立学校共済組合富山支部の短期組合員として資格を取得するため、短期組合員・短期船員・後期短期組合員資格取得届書を提出してください。

常勤職員以外で次のいずれかに該当する者	
①	常勤職員の所定勤務時間以上勤務している者で、勤務期間の2か月を超えること（超えることが見込まれる場合も含む）
②	週の所定勤務時間及び1か月間の所定勤務日数が、常勤職員の4分の3以上あって、勤務期間が2か月を超えること（超えることが見込まれる場合も含む）
③	①、②以外の者で、次の要件すべてに該当すること
	・週の所定勤務時間が20時間以上である。
	・報酬月額が8万8千円以上である。
	・勤務期間の見込みが2月を超える。
	・学生でない。

- 記入上の注意
 - ・複数校で勤務をしている場合はひとつの所属所から手続きを行ってください。
 - ・75歳以上の方（一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の方を含む）も福祉事業が対象となるため届出が必要です。
ただし、後期高齢者医療保険制度の対象となるため組合員証の発行は致しません。
 - ・住所は住民票上の住所を記入してください。

